

相模原市自治会等集会所省エネ設備設置支援補助金交付申請書兼概要調書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

相模原市自治会等集会所省エネ設備設置支援補助金の交付を受けたいので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第4条第1項及び令和8年度相模原市自治会等集会所省エネ設備設置支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

1 申請者

自治会名	
代表者氏名	印
	※氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。
代表者連絡先	電話番号：
担当者氏名	
担当者連絡先	電話番号： Eメールアドレス：

※通知送付先：(宛名) (ご住所)

2 集会所名等

集会所名称	
集会所所在地	相模原市 区

3 申請する補助事業(選択し、☒チェック印を付けてください。)

自治会等集会所に、次の省エネルギー設備を導入します。

☐ エアコンディショナー(壁掛形)	☐ 断熱窓等
--	-------------------------------

4 補助金申請金額

補助金の使途は省エネルギー設備の設置費用に充当します。

補助金申請金額	円
---------	---

5 補助事業実施時期

着手予定日	令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日

《確認項目》 ※ 内容を確認いただき、☐チェック印を付けてください。

☐	① 設備を導入する集会所は、自治会等が <u>所有</u> しています。
☐	①-2 設備を導入する集会所は、自治会等が <u>借用</u> しています。（*）
（*） <u>省エネエアコンの設置を希望する場合に限り、物件を借用し、自治会活動の拠点として維持管理及び利用し、電気料金を継続して負担している場合は</u> 、上記①-2欄に ☒ チェック印をいれてください。 ※ 集会所を自治会等が所有している場合は①-2欄の ☒ チェック印は不要です。	
☐	② 集会所は建築基準法その他法令に適合しています。
☐	③ 設備の設置に対し、自治会等の意思決定がされています。

《添付資料》 ※ 書類をご確認いただき、☐チェック印を付けてください。

☐	① 設置する設備の仕様等がわかる書類（製品カタログ等）
☐	② 見積書の写し
☐	③ 設置予定場所の現況写真及び設備の配置予定図
☐	④ 建物の全部事項証明書等（*）
（*） <u>省エネエアコンの設置を希望する場合に限り、物件を借用し、自治会活動の拠点として維持管理及び利用し、電気料金を継続して負担している場合は</u> 、上記の「④建物の全部事項証明書等」の替わりに以下の書類が必要となります。書類をご確認いただき、 ☒ チェック印を付けてください。 ※設備を導入する集会所を自治会等が所有している場合は以下の書類は不要です。	
☐	ア.貸借契約等を証する書類の写し
☐	イ.自治会等が当該貸借物件の電気料金を支払っていることを証する書類の写し
☐	ウ.施設所有者の省エネ設備導入に係る承認を証する書類の写し

【注意】施設を借用している場合には省エネエアコンの設置のみ可能です。

自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合があります。
本書類発行についての責任者氏名と連絡先を記載してください。

責任者氏名 _____

連絡先 _____（ ）_____

	確認方法	確認者
【市担当課処理欄】		

第1号様式（第8条関係）

〔市事業担当課記入欄〕

所属部・課	市民局 市民協働推進課
補助金等の趣旨・目的・対象事業・補助率等	省エネルギー設備を設置する自治会等に対し、その設置に要する経費の一部を補助することにより、自治会活動の活発化を図る。 自治会等集会所に省エネ設備を設置する費用（本体、設置工事費）の10分の9（上限90万円）を補助
要綱の有無	有（令和8年度相模原市自治会等集会所省エネ設備設置支援補助金交付要綱）
国・県補助金該当の有無	有 （物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補助対象額： 円 全体事業費： 円 ）
施策的位置付け	有（未来へつなぐ さがみはらプラン 相模原市総合計画）
	施策名 施策42 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進
補助期間	1年間

※ 次の事項について了承の上、申請を行ってください。

1 事情変更による交付の決定の取消し等（規則第8条関係）

次に掲げる交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります（補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません。）。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（その者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

2 計画変更の承認等（規則第10条関係）

- (1) 交付の決定後、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書を市に提出し、その承認を受けてください。

- ア 補助金等の充当予算を変更しようとするとき。
- イ 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- ウ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 補助事業等が予定の期間内に完成しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市に報告し、指示を受けてください。

- (3) (1)及び(2)の場合には、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

3 交付の決定の取消し（規則第24条及び第32条関係）

次のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定後、その決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 法令又は規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従わず、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなかったとき。
- (3) 補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしたとき。
- (4) 補助金等の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるとき。

4 補助金等の返還（規則第25条関係）

- (1) 1、2(3)及び3により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。
- (2) 実績報告後に市が補助金等の額を確定した際、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。

5 他の補助金等の一時停止等（規則第26条関係）

4による補助金等の返還に応じない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

6 帳簿の備付け（規則第29条関係）

補助金等の交付を受けた場合は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存してください。